

欧州特許庁
手数料に関する規則
2018年12月12日改正

目次

- 第1条 通則
- 第2条 条約及び施行規則に定める手数料
- 第3条 庁長官が定める手数料，経費及び価格
- 第4条 手数料の納付期日
- 第5条 手数料の納付
- 第6条 納付に関する細目
- 第7条 納付日とみなされる日
- 第8条 納付額の不足
- 第9条 調査手数料の払戻
- 第10条 技術的意見に対する手数料の払戻
- 第11条 審査手数料の払戻
- 第12条 些少金額の払戻
- 第13条 財政義務の終了
- 第14条 手数料の減額
- 第15条 施行

第1条 通則

本規則の規定に従って、次のものが徴収される。

(a) 条約及び施行規則に定める欧州特許庁(以下「庁」という)に納付すべき手数料並びに第3条(1)により庁長官が定める手数料及び経費

(b) 特許協力条約(以下「PCT」という)に規定され、かつ、庁がその額を定めることができる手数料及び経費

第2条 条約及び施行規則に定める手数料

(1) 第1条に基づき庁に納付すべき手数料は、(2)に定められている場合を除き、次のとおりとする。

		EUR
1.	出願手数料(条約第78条(2))	
	(i) 欧州特許出願、又は必要に応じてその翻訳文(条約第14条(2))を文字コード形式でオンライン提出する場合、又は 国際出願に関して、出願日もしくは優先日から31月以内(施行規則159(1))に欧州段階への移行申請様式(EPO様式1200)を文字コード形式でオンライン提出する場合、及び 国際出願、又は必要に応じてその翻訳文(施行規則159(1)(a))並びに欧州段階で行うあらゆる補正(施行規則159(1)(b))を文字コード形式でオンライン提出する場合	90
	(ii) (i)にいう全ての書類について、何れかの書類が文字コード形式以外の形式でオンライン提出されている場合	120
	(iii) (i)(ii)以外の場合	250
1a.	35頁を超えて構成される欧州特許出願の追加手数料(配列一覧の部分構成する頁を算入しない)(施行規則38(2))	第36番目の頁及びそれに続く各頁につきEUR15加算
1b	先の分割出願をもとにした分割出願の追加手数料(規則38(4))	
	第2回目の分割出願の手数料	210
	第3回目の分割出願の手数料	425
	第4回目の分割出願の手数料	635
	第5回目以降の分割出願の手数料	850
2.	次についての調査手数料	
	— 2005年7月1日以後になされた出願に関する欧州調査又は欧州補充的調査(条約第78条(2)、施行規則62、規則64(1)、条約第153条(7)及び規則164(1)及び(2))	1300
	— 2005年7月1日前になされた出願に関する欧州調査又は補充的欧州調査(条約第78条(2)、施行規則64(1)、条約第153条(7))	885
	— 国際調査(PCT規則16.1及び施行規則158(1))	1775
	— 補充的国際調査(PCT規則45の2.3(a))	1775
3.	2009年4月1日以後になされた出願に関する2以上の締約国に対する指定手数料(条約第79条(2))	585
4.	欧州特許出願の更新手数料(条約第86条(1))。出願日から起算して — 3年次	470

	<ul style="list-style-type: none"> － 4年次 － 5年次 － 6年次 － 7年次 － 8年次 － 9年次 － 10年次及びその後の各年次 	585 820 1050 1165 1280 1395 1575
5.	欧州特許出願の更新手数料の遅延納付に対する追加手数料(施行規則 51(2))	遅延した更新手数料の額の50%
6.	次の出願に関する審査手数料(条約第 94 条(1)) <ul style="list-style-type: none"> － 2005 年 7 月 1 日前になされた出願 － 2005 年 7 月 1 日以後になされた出願 － 2005 年 7 月 1 日以後になされた国際出願であって補充的欧州調査報告が作成されていないもの(条約第 153 条(7)) 	1825 1635 1825
7.	2009年4月1日以後になされた出願に関する欧州特許明細書公告手数料を含む特許付与手数料(施行規則71(3))	
	(i) 2018年4月1日以降に、出願の補正、訂正及びクレームの翻訳が文字コード形式でオンライン提出されている場合	825
	(ii) その他の場合 <ul style="list-style-type: none"> － 2018年4月1日から庁長官によって設定された日までの期間に特許付与手数料が納付された場合 － 庁長官によって設定された日以降に特許付与手数料が納付された場合 	925 1025
8.	欧州特許の新規明細書の公告手数料(施行規則82(2), 規則95(3))	75
9.	補正された形による欧州特許の維持のために必要な手続の遅延遂行に対する割増料(施行規則82(3), 規則95(3))	120
10.	異議申立手数料(条約第 99 条(1), 第 105 条(2))	785
10a.	限定又は取消手数料(条約第105a条(1)) <ul style="list-style-type: none"> － 限定の請求 － 取消の請求 	1165 525
11.	審判請求手数料(条約第108条) <ul style="list-style-type: none"> － 施行規則6(4)及び(5)にいう自然人又は事業体によって提出された場合 － その他の事業体によって提出された場合 	1880 2255
11a.	再審理申請手数料(条約第112a条(4))	2910
12.	手続続行手数料(施行規則 135(1)) <ul style="list-style-type: none"> － 手数料の遅延納付の場合 － 施行規則 71(3)に基づく必要な手続の遅延遂行の場合 － その他の場合 	関連手数料の50% 255 255
13.	権利回復手数料/回復請求手数料/権利回復手数料(施行規則136(1), PCT規則26の2.3(d), PCT規則49の3.2(d), PCT規則49.6(d)(i))	640
14.	変更手数料(条約第135条(3)及び第140条)	75
14a.	配列一覧の遅延提出手数料(施行規則 30(3))	230

15.	2009年4月1日以後になされた出願に関するクレーム手数料(施行規則45(1), 規則71(4)及び規則162(1)) — 第16番目のクレーム及びそれに続く50を限度とする各クレーム — 第51番目のクレーム及びそれに続く各クレーム	235 585
16.	費用の裁定手数料(施行規則88(3))	75
17.	証拠保全のための手数料(施行規則123(3))	75
18.	国際出願の送付手数料(施行規則157(4)) — PCT願書及び国際出願が, 受理官庁としての庁に文字コード形式でオンライン提出された場合 — その他の場合	0 130
19.	国際出願の予備審査手数料(PCT規則58及び施行規則158(2))	1830
20.	技術的意見に対する手数料(条約第25条)	3900
21.	異議申立手数料(施行規則158(3), PCT規則40.2(e)及び規則68.3(e))	875
22.	再審理手数料(PCT規則45の2.6(c))	875

(2) 2009年4月1日以前になされた欧州特許出願及び同日より前に地域段階に入った国際出願については, 2009年3月31日まで施行中の手数料に関する規則の第2条(3), (3a), (7)及び(15)は, 次のとおりとする。

3.	各指定締約国に対する指定手数料(条約第79条(2))。複数の指定手数料は, この7倍の額の納付により, 全指定締約国について納付したものとみなす。	100
3a.	スイス連邦及びリヒテンシュタイン公国に対する共通指定手数料	100
7.	欧州特許明細書の印刷手数料を含む特許付与手数料(施行規則71(3))であって, 公告すべき出願書類が次のとおり構成されるもの	
7.1	印刷すべき出願書類が35頁以内の場合;及び (i) 2018年4月1日以降に, 出願の補正, 訂正及びクレームの翻訳が文字コード形式でオンライン提出されている場合	825
	(ii) その他の場合 — 2018年4月1日から庁長官によって設定された日までの期間に特許付与手数料が納付された場合	925
	— 庁長官によって設定された日以降に特許付与手数料が納付された場合	1025
7.2	印刷すべき出願書類が35頁を超える場合; 7.1の手数料への追加金額	第36番目の頁及びそれに続く各頁につき EUR15 加算
15.	第16番目のクレーム及びそれに続く各クレームに対するクレーム手数料(施行規則45(1), 規則71(4)及び規則162(1))	235

(3) 庁長官は, 規則2(1)及び(2)に規定された書類の形式を決定し, 規則2(1)及び(2)に規定された書類が文字コード形式でオンライン提出されたとみなされる条件を定めることができる。

(4) 電気通信手段又は規則2(1)及び(2)に規定された書類の形式の使用に係る手数料金額は, 庁長官が定める日まで適用されない。

第3条 庁長官が定める手数料、経費及び価格

- (1) 庁長官は、施行規則に規定する管理手数料の額及び適正な場合は第2条に規定するもの以外の庁が行う業務に対する手数料及び経費の額を定める。
- (2) 庁長官は、条約第93条、第98条、第103条及び第129条にいう刊行物の価格も定める。
- (3) 第2条に規定する手数料の額並びに(1)に従って定める手数料及び経費の額は、欧州特許庁公報及びウェブサイトに掲載する。

第4条 手数料の納付期日

- (1) 条約、PCT 又はこれらの施行規則の規定により納付期日が定められていない手数料については、その手数料が課される業務を求める請求書の受領日を納付期日とする。
- (2) 庁長官は、(1)の意味における業務が対応する手数料の前納に左右されない旨を決定することができる。

第5条 手数料の納付

- (1) 庁に納付すべき手数料は、ユーロで、庁の銀行口座への納付又は振込で支払う。
- (2) 庁長官は、(1)に定める以外の手数料の納付方法を認めることができる。

第6条 納付に関する細目

- (1) 各納付においては、納付する者の名称を表示し、かつ、庁がその納付の目的を直ちに確認することができるように必要な事項を記載しなければならない。
- (2) 納付の目的を直ちに確認することができない場合は、庁は、納付する者に対し、庁が指定することができる期間内に、その目的を書面で庁に通告するよう要求する。その者が期限内にこの要求に応じない場合は、納付は行われなかったものとみなす。

第7条 納付日とみなされる日

- (1) 庁に対して納付されたものとみなす日は、納付額又は振込額が庁の銀行口座に実際に入金された日とする。
- (2) 庁長官が、第5条(2)の規定に従い、第5条(1)に定める以外の手数料の納付方法を認める場合は、長官は、そのような納付がされたものとみなす日も定める。
- (3) (1)及び(2)の規定に基づいて、手数料の納付が、納付すべき期間の満了までにされなかったものとみなされた場合において、納付した者が次の証拠を庁に提出したときは、その期間は、遵守されたものとみなす。
 - (a) 納付すべき期間内に締約国において次の条件の1を満たしている旨の証拠
 - (i) その者が金融機関を介して納付を行ったこと
 - (ii) その者が金融機関に納付額の振込を正規に依頼したこと
 - (b) 関連手数料について EUR150 を超えない範囲で 10%の割増料を納付した旨の証拠。ただし、納付期間の満了の 10 日前までに(a)に規定する条件が満たされていた場合は、割増料は納付する必要がない。
- (4) 庁は、納付を行った者に対し、庁が指定する期間内に、(3)(a)に規定する条件が満たされた日に関する証拠を提出するよう請求することができ、また、該当する場合は(3)(b)にいう割増料を庁が指定する期間内に納付するよう請求することができる。その者がこの請求に

応じない場合、その証拠が不十分な場合、又は請求された割増料が期限までに納付されなかった場合は、納付期間は、遵守されなかったものとみなす。

第8条 納付額の不足

原則として、手数料の全額が期限までに納付された場合に限り、納付期限は、遵守されたものとみなす。手数料の全額が納付されなかった場合は、納付された額は、納付期間が満了した後に払い戻される。ただし、庁は、期間終了前の残された期間内に可能な限り、納付を行う者に不足額の納付の機会を与えることができる。庁は、また、正当と考えられる場合は、納付を行う者の権利を害することなく、少額の不足分を見過ごすこともできる。

第9条 調査手数料の払戻

(1) 庁が調査報告を作成し始めないうちに欧州特許出願が取り下げられ、拒絶され又は取下とみなされた場合は、欧州調査又は補足的欧州調査のために納付された調査手数料は全額払い戻される。

(2) 欧州調査報告が、優先権が主張される出願に関して又は条約第 76 条若しくは施行規則 17 の意味における先の出願に関して、庁が作成した先の調査報告を基礎とする場合は、庁は、長官の決定に従って出願人に払戻をするが、その金額は先の調査の種類及び庁がその後の調査を行う上で先の調査報告から受ける便宜の程度によるものとする。

第10条 技術的意見に対する手数料の払戻

庁が技術的意見を作成し始めないうちに技術的意見を求める請求が取り下げられた場合は、条約第 25 条に基づく技術的意見を求める手数料は、75%の金額が払い戻される。

第11条 審査手数料の払戻

条約第 94 条(1)に規定する審査手数料は、次のとおり払い戻される。

(a) 実体審査が開始される前に欧州特許出願が取り下げられ、拒絶され又は取下とみなされた場合は、全額

(b) 実体審査が開始された後、欧州特許出願が取り下げられ、拒絶され又は取下とみなされた場合、;及び

— 条約第 94 条(3)に基づき、審査部が発行した最初の拒絶理由通知に応答するための期限の満了前、又は

— 施行規則 71(3)に基づく通知(特許許可通知)の送達日前に、審査部により拒絶理由通知が発送されなかった場合

は、50%

第12条 些少金額の払戻

手数料に対して過剰な金額が納付された場合において、超過金額が些少であり、かつ、当事者が払戻を明示的に請求しなかったときは、超過金額の払戻は行われぬ。庁長官は、些少金額がいくらであるかを定める。

第 13 条 財政義務の終了

(1) 庁への手数料納付に対する機構の権利は、手数料が納期となる暦年の終了から 4 年後に消滅する。

(2) 手数料を超過して納付した手数料又は金額の庁による払戻についての機構に対する権利は、権利が発生した暦年の終了から 4 年後に消滅する。

(3) (1) 及び (2) に定める期間は、(1) に係る事案の場合は手数料の納付請求によって中断し、(2) に係る事案の場合は理由のある書面による請求によって中断する。この期間は中断後直ちに再開しそれが最初に始まった年の終了の遅くとも 6 年後に終わる。ただし、その間に権利を行使する司法手続が始まった場合は、この限りでない。この場合は、期間は、早くとも判決が執行された後 1 年で終了する。

(4) 庁長官は、未納金額の強制的回収について、回収すべき金額が些少であるか又はそのような回収が過度に不明確な場合は、その手続を放棄することができる。

第 14 条 手数料の減額

(1) 施行規則 6(3) に規定する減額は、出願手数料、審査手数料の 30% とする。

(2) 庁が国際予備審査報告を作成した場合は、審査手数料を 75% 減額する。報告書が、PCT 第 34 条 (3) (c) に従って国際出願の一定の部分に関して作成された場合において、報告書で取り扱われない主題が審査されるときは、手数料は減額されない。

第 15 条 施行

本規則は、1977 年 10 月 20 日に施行する。